

78	国及び都道府県等の関係部局との連携を明記すべき 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項	鳥獣保護の視点からの対応は国及び都道府県鳥獣行政部局によるものと考えます。
I 第十一 関係主体の役割の明確化		
I 第十一-1 関係主体ごとの役割 (1) 国の役割		
79 1 関係主体 (1) 国の役割	紅葉する広葉樹林を増やしてください。	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきますが、食餌木の不適切な植栽が鳥獣の生息に影響を与えることもあることから、適切に実施されると考えます。
80 1 ごとの役割 (1) 国の役割	国の役割のなかに、環境省の出先である地方環境事務所の役割を明確に記述すべきである。例えば、「都道府県間の連携が円滑になるよう、地方環境事務所を通じて、支援を行う」とすべきである。	国の中には地方環境事務所も含まれています。また、広域的な保護管理については、I 第三-1 (1) ③に記述してあります。
II 第三 鳥獣保護事業計画の作成及び放鳥獣に関する事項		
III 第三-1 鳥獣の人工増殖 (1) 希少鳥獣等		
81 1 鳥獣の人工増殖 (1) 希少鳥獣等	「～必要に応じて、人工増殖に努めるものとする。」→「～必要に応じて、人工増殖を行うことができる。」変更を希望します。	特に個体数が少なく保護を図る必要があるものについては努めることを参考します。
82 1 鳥獣の人工増殖 (2) 狩猟鳥獣等	「人工増殖にについての技術等を人工増殖業者等に指導するものとする」は技術は行政に携わっている県職員よりも、業者のほうがはるかに優れています。	ご指摘のような状況もあると考えますので、行政関係者と事業者等の連携・協力が必要だと考えます。
III 第三-2 放鳥獣等 (1) 狩猟鳥獣		
83 2 放鳥獣等 (1) 狩猟鳥獣	ヤマドリ、キジ等の放鳥事業は、中止すべきである。	放鳥個体の定着率が低い場合にあつては事業の見直しを行うこと、また、効果を高めるための取組を行っています。

84 (1) 狩猟鳥獣等	2) 放鳥の取扱い、放鳥する鳥類の種類及び數量 ア「おおむね5年後」は人工増殖の計画から中長期（10年後）の見通しが必要である。	鳥獣保護事業計画の計画期間を踏まえたものですが、必要に応じて中長期的に検討することも必要と考えます。
85 (1) 狩猟鳥獣等	放鳥の科学的な効果が定かでない放鳥事業は廢止し、約4億円の予算を野生物保護管理のための人材養成など有効な利用をすべきである。	ご指摘の趣旨については、放鳥後の追跡調査に基づく事業の見直し等の適切な放鳥事業の推進に向けて新たな記述を加えています。
	II 第三－2 放鳥獣等 (2) 希少鳥獣等	
86 (2) 希少鳥獣等	希少鳥獣の再導入における再導入ガイドライン（案）をもとに再整理した記述とすべき。 本産野生動物における再導入には、野生動物医学会が公表している日本産野生動物等	<p>ご意見を踏まえて、II第三－2 (2) の第一段落を以下のように修正します。</p> <p>(原文) ……特に個体数が少なく保護を図る必要のあるものについては、生活環境及び生態系への影響、地域能力群への遺伝的擾乱等を検討しつつ、必要に応じて放鳥事業の実施に努めるものとする。</p> <p>(修正) ……特に野生下での個体数の回復を図る必要性が高いものについては、以下の点について十分検討した上で再導入を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 再導入個体群への遺伝的擾乱 ② 地域環境の保全 ③ 再導入個体の感染症対策 ④ 地域社会の参加 ⑤ 順応的管理のための体制 ⑥
	II 第三－2 放鳥獣等 (3) 外来鳥獣等	
87 (3) 外来鳥獣等	外来鳥獣の輸入禁止を徹底、またすでに野に放された種をいたずらに根絶しない。 (計7件)	外来鳥獣の輸入規制については、外来生物法において適切に行われていると考えます。また、野外にいる個体については被害等の程度を踏まえて適切に判断されるべきものと考えます。

II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

II第四ー1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (1) 許可しない場合の基本的考え方

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (1) 許可しない場合の基本的考え方	捕獲ないし捕獲後の鳥獣の扱い方が虐待に当たる場合、捕獲が商業化する方法が十分に試みられていない場合、捕獲された鳥獣が商業利用される場合には捕獲許可すべきでない。	捕獲後の処置については、捕獲許可申請に記述することとされています。
II第四ー1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (2) 許可する場合の基本的考え方		
1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (2) 許可する場合の基本的考え方	「鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとめるのみならず」を削除、「捕獲又は採取は」を追加して、「鳥獣の愛がん飼養の乱獲を助長するおそれもあるので、『飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努めるものとする。』」に修正する。(計17件)	これまでの審議会での答申等を踏まえて、法改正を含め飼養のための捕獲又は採取の規制の強化等、愛がん飼養の適正化に努めているところであり、原文通りが適切と考えます。
1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (2) 許可する場合の基本的考え方	「4) 愛がんのための飼養の目的」の標題とその記述の「個人が自らの趣味のために飼養する目的で捕獲する場合」を削る。	愛がんのための飼養の目的の内容について記述したものであります。
1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (2) 許可する場合の基本的考え方	鳥類の捕獲時怪我や死亡数を集計し、原因を究明、検討して、鳥類の捕獲等を最小限にする必要があることを踏まえ、「調査での犠牲性を最小限にする努力をする」という文を追加すべき。	捕獲数については目的に応じた必要最小限の捕獲数としています。

II 第四-1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (3) わなの使用に当たっての許可基準

<p>1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (3) わなの使用に当たっての許可基準</p> <p>日本国内において、とらばさみの製造・販売・所持・使用を全面禁止すべきです。 (計32件)</p>	<p>フクマ類の頭部捕獲装置を初立てることを主目的としたものであつて、専門家の意見も踏まえた上で検討したものですが、ツキノワグマの生息状況や捕獲時期等によつては問題がなきことどもありることから、ご意見の趣旨を踏まえてⅡ第四-1(3)について以下の通り修正します。</p> <p>(原文) わなを使用した捕獲許可申請にあつては、以下の基準を満たすものとする。(修正) わなを使用した捕獲許可申請にあつては、以下の基準を満たすものとする。ただし、(①) のくくりわなでの輪の直径について、は、捕獲場所、捕獲時期及びクマ類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができることとする。</p> <p>また、Ⅱ第四-1(3)②について、以下の通り修正します。</p> <p>(原文) ②くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、~(修正) ②くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①①) の規制に加えて</p>	<p>くくりわなの輪の直径を12センチメートル以内を原則とするところがあるが、くくりわなを使用する捕獲狩猟鳥獣で、イノシシでは成獣は12センチメートル以上の足長があり直徑での規制は12センチメートル以内は不適当。</p> <p>1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (3) わなの使用に当たっての許可基準</p> <p>1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (3) わなの使用に当たっての許可基準</p> <p>1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (3) わなの使用に当たっての許可基準</p> <p>インターネット通販を含むわなの販売店に対し、購入者の狩猟免許及び捕獲許可証の確認の徹底を求める。</p> <p>(計2件)</p> <p>ホームページセントタ等については、ご指摘の趣旨について既に文書で依頼しているところですが、インターネット通販については今後の検討課題であると考えます。</p>
---	---	--

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定(3)わなの使用に当たつての許可基準 95	<p>(②について) 捕獲の方法は、狩猟においても許可捕獲においても変わりはない。それにかかわらず許可捕獲の方では規制がゆく方法に差異がある。一般にはその差異が理解されておらず、しばしば混同されている。許可捕獲も狩猟の規制と同等の扱いをすべきである。</p> <p>(計19件)</p>	<p>有害鳥獣捕獲等においては、その必要性に応じて捕獲方法等を個別に審査し、許可する必要があると考えます。</p>
1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定(3)わなの使用に当たつての許可基準 96	<p>(③について) 「筒型（ドラム缶式）」のはこわなに限るものとする」と修正するべきである。 (計18件)</p>	<p>はこわなには筒型（ドラム缶式）も含まれますが、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定(3)わなの使用に当たつての許可基準 97	<p>くくりわなととらばさみは危険で無差別殺戮の危惧が高いため、使用全面禁止にすべきであり、加えてアライグマ用のとらばさみであるエッグトラップも使用禁止にすべきである。 (計24件)</p>	<p>くらばさみについては、有害鳥獣捕獲等で適切に使用されるものは必要と考えます。エッグトラップについてはその課題等について情報収集が必要と考えます。</p>
II 第四－1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (4) 許可に当たつての条件の考え方		
1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定(4)許可に当たつての条件の考え方 98	<p>わなの設置個数は一日に見回りできる数を事前に申請させ、設置個数については上限を設けることを求める。</p> <p>(計2件)</p>	<p>地域の状況に応じて対応すべきと考えられることがありますから、必要に応じてわなの設置個数について条件を付すことについて記述しています。</p>

1 99	<p>鳥獣の捕獲等又は鳥類等の採取の許可基準に係る許可の設定(4)許可に当たつての条件の考え方</p> <p>「有効期間内に目的とする捕獲数に達した場合は、速やかにわなを撤去すべきを可能なものとする。」と「」内を加え、修文する。</p> <p>許可された捕獲数以上を捕獲することはできません。また、捕獲許可に期間延長の制度はないので新たに許可を得る必要があります。従つて、条件として付与されるのは適當ではありません。ただし、わなの設置個数に関するものと考えます。</p>
---------	---